

新潟県資源循環体制整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県資源循環体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、循環型社会の形成に寄与することが大きいと認められる資源の循環利用等のための体制整備に対し補助を行うことにより、天然資源の消費を減らし、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を促進することをもって循環型社会の構築を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付するものとする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人（事業予定者を含む。）。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない者。
- (3) 県税を滞納するなど法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではない者。
- (4) 事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有する者。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業であって補助対象事業者が自ら又は他の事業者等と連携して取り組むものとする。

- (1) 廃棄物を原料とする新たな再生品の開発、販路開拓
- (2) 再生材や再生資源を活用した新たな製品の開発・製造、販路開拓
- (3) 天然資源の使用量を減らした新たな製品の開発・製造
- (4) 環境配慮型設計による新たな製品の設計・製造
- (5) 新たな廃棄物回収システムや製品・サービスの販売・提供方法の構築・転換（資源の循環利用や廃棄物の発生抑制に資するものに限る。）

2 前項に掲げる補助事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業に伴い発生する環境負荷について、低減対策が十分とられていること。
- (2) 資源の循環利用や廃棄物の発生抑制の効果が高く、県内地域への波及効果が見込めるものであること。
- (3) 補助事業の完了後3年以内に事業化することを目指す事業であること。

3 第1項の規定にかかわらず、対象となる事業について、当該年度において同時に他の補助金等の交付を受けているものは補助の対象としない。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費のうち、知事が必要と認めるものとする。

2 知事は、補助対象経費の1/2以内でかつ50万円以上300万円以下の額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、第20条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、別記第1号様式による財産管理台帳を整備し、当該財産管理台帳及びその関係書類を当該処分期間が経過するまでの間保管しなければならないこと。
- (11) 第10条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、補助金の額の確定において減額を行うものであること。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第2号様式による事業計画書を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第8条 知事は、前条の規定に基づく事業計画書が提出されたときは、当該事業計画書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする当該事業計画及び交付しようとする額を内定するものとする。

2 知事は、前項の内定をするにあたっては、別に定めるリサイクル等技術検討委員会の意見を聴くものとする。

(事業計画書等の取下げ)

第9条 事業計画書の提出者は、前条の規定による内定を受けた場合において、その内容に不服があるときには、内定を受けた日から20日以内に事業計画書の取下げをすることができる。

2 前項の規定による事業計画書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(交付申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第3号様式のとおりとし、1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第11条 補助金の交付決定後の変更により、補助金の追加交付等を申請しようとする場合には、別記第4号様式による補助金変更交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第12条 第6条の第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第13条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、別表第1で定める経費区分ごとの経費の配分額の30%以内の変更とする。

2 第6条第2号に規定する軽微な変更は、補助事業に要する全経費の総額の30%以内の変更で、補助金額の変更を伴わないものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第14条 第6条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第6号様式による申請書1部を知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第15条 第6条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第7号様式による事業遅延等報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第16条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定を受けた日から20日を経過した日とする。

(遂行状況報告)

第17条 規則第10条の規定による報告は、別記第8号様式の遂行状況報告書のとおりとし、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において作成し、1月15日までに1部を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第18条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第9号様式のとおりとし、補助事業が完了した日(第14条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日)から

起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに1部を知事に提出しなければならない。

- 2 この補助金の仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該仕入に係る消費税等相当額の補助金を県に返還すること。

(補助金の概算払の請求)

第19条 補助金は原則精算払とし、知事が特に必要と認めた場合に限り概算払できるものとする。

- 2 前項の概算払を受けようとする場合は、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第20条 規則第19条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」(昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号)及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
- 3 規則19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記12号様式による財産処分承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(経過報告)

第21条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況を記載した別記第13号様式による報告書1部を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は、第1項に定める報告書に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(工業所有権等に関する届出)

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明・考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「工業所有権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した場合又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第1項に規定した報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

第23条 知事は、前条第1項に規定した報告書により、補助事業者が補助事業の実施結果の事業化、工業所有権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与によって収益を生じたと認めるときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

附則

この要綱は令和7年4月1日から実施する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第5条関係）

経費の区分	経費の内容
原材料費	製品の開発及び試料の製造・分析等に係る原材料及び副資材の購入に要する経費
製品開発・製造費	製品の開発及び試料の製造・分析等に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
機械装置、 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
外注委託費	事業に必要な機械装置の設計、加工、部品の作成・組立、試料の製造・分析等の外注経費
販路開拓費	新たな製品に係る販路の開拓に要する経費 (旅費及び宿泊費を除く。)
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。)